就　学　相　談　の　流　れ(中　学　校)

固定学級在籍

保護者から支援ファイル提出

＊指導課より在籍する特別支援学級を通じて保護者から支援ファイルの提出を依頼する。

6月半ばに就学相談者のいる支援学級に就学相談資料の作成依頼をします。同時に病院受診もお勧めしています。7月初旬に教育委員会へ提出となります。
【作成書類】
就学支援ファイル
〈様式-1〉就学相談票
〈様式転-9-③〉行動観察記録
〈様式実1～6〉実態把握票

⇩

面談日時の調整

＊就学相談担当者(臨床心理士等)が保護者と日程調整を行い、相談日の予定を立てる。

⇩

保護者との面談

＊就学相談担当者(臨床心理士等)が保護者と面談を行う。

①現在の様子について(家庭や学校などで困っていることや、気になることなど)

②生育歴や既往歴について　　③諸検査の記録や医療機関の受診について

生育歴は母子手帳を基に聞き取っています。
【作成書類】
〈様式2〉面接票

⇩

お子さんの発達検査および医療機関受診

＊医療機関等でお子さんの医師診察記録及び発達検査結果書類を取っていただく。

基本的に病院での検査を勧めています。
【作成書類】
〈様式3〉医師診察記録
発達検査結果詳細

⇩

在籍校での行動観察、及び担当教諭との面談

＊就学相談担当者(臨床心理士等)が学校での普段の様子を観察する。

【作成書類】
〈様式転-9－③〉行動観察記録
〈様式実-1〉実態把握票

⇩

特別支援学級での体験入級、または特別支援学校の体験入学

＊特別支援学級設置校において、特別支援学級の体験入級を通して行動観察を行う。

＊特別支援学校への就学を希望する場合や必要に応じて、特別支援学校での体験入学を通して行動観察を行う。

特別支援学級の体験は、9月頃設定された日に体験を行うことができます。ご案内は7月に各小学校を通して保護者へ配布します。
また、別の日でも体験はできます。
【作成書類】
〈様式転-9-③〉就学相談資料
〈様式実-1〉実態把握票

⇩

昭島市就学支援委員会

＊委員会は、校長、教員、就学相談担当者(臨床心理士等)、学識経験者、指導主事等で構成される。

＊小集団グループで児童の行動観察を行う。

・特別支援学級・学校、委員会での行動観察での様子や医療機関等の資料をもとに審議を行い、お子さんの適切な就学先について判定する。

⇩

判定結果について保護者へ報告

＊判定結果や判定理由について、就学相談担当者(臨床心理士等)が保護者に説明を行う。

保護者や児童の希望通りの判定の場合、電話で結果をお伝えします。判定と違う就学先の選択や、家庭の様子に応じて面談を行うこともあります。

⇩

保護者による就学先の決定

＊就学先の学校と、話し合いをする場合がある。

保護者の希望がある場合や、委員会の判定と違う就学先を選択した場合に学校と面談をします。

[　　]:親子　　[　　]:保護者のみ

[　　]:その他

教育・発達総合相談
TEL:042-519-2290　TEL:042-519-2247